

平成31年度

都第9号

都市計画道路及び都市計画用途地域図デジタルデータ作成業務

実 施 設 計 書

小矢部市

都市計画道路及び都市計画用途地域図デジタルデータ作成業務

明細表

業務金額

(内消費税額 円)

小矢部市 一円 地内

業務概要

作業計画	1	業務
都市計画道路デジタルデータ作成	31	路線
都市計画用途地域等デジタルデータ作成	1	式
居住誘導区域、都市機能誘導区域デジタルデータ作成	1	式
打合せ協議	1	業務

特記仕様書

業務名：都市計画道路及び都市計画用途地域図

デジタルデータ作成業務

第1条 適用範囲

本特記仕様書（以下「仕様書」という）は、小矢部市（以下「甲」という）が委託する「都市計画道路及び都市計画用途地域等データ作成業務」に適用する。

第2条 業務目的

本業務は、紙ベースの小矢部市都市計画決定図書に掲載される都市計画道路や用途地域、都市施設等の「平成29年度 都第20号 小矢部市都市計画基本図作成業務」成果に基づく位置情報やその他属性情報を有する電子データを作成することを目的とする。

第3条 準拠する法令及び規定等

本業務の実施にあたっては仕様書のほか、以下の関係法令等に準拠して実施すること。

1. 測量法
2. 測量法施行令
3. 測量法施行規則
4. 都市計画法
5. 都市計画法施行令
6. 都市計画法施行規則
7. 富山県公共測量作業規定
8. 地理情報標準プロファイル (JPGIS) 2014
9. 地理空間情報活用推進基本法
10. 地理空間データ製品仕様書作成マニュアル
11. 平面直角座標系 (平成14年国土交通省告示第9号)
12. 個人情報保護法
13. 小矢部市個人情報保護条例
14. 情報セキュリティマネジメント認証基準
15. その他関係法令

第4条 主任技術者

本業務に従事する主任技術者は、作業の立案、工程管理及び精度管理を統括し、受注者（以下「乙」という）は以下の要件を満たす主任技術者を定め甲に通知すること。

1. 主任技術者は「測量士」並びに「空間情報統括監理技術者」の資格を有する者
2. 同種の業務実績を有する者

第5条 再委託

本業務を第3者に再委託してはならない。ただし業務の一部について、あらかじめ内容を明らかにした書面により、甲の承諾を得たときはその限りではない。

第6条 業務内容

この業務における作業内容は別記－1「業務作業内容」のとおりとする。

第7条 貸与品等

甲は本業務に必要な既存資料を甲乙協議の上、乙に貸与または支給するものとし、貸与可能な場合には、乙は借用品、借用期日を記した借用書を甲へ提出すること。なお、貸与された資料について常に管理状況を明らかにし、破損亡失等のないよう取扱いには十分注意し、期日内での甲からの返却要求があれば応じること。

第8条 成果品等

納入する成果品については別記－2「成果品」のとおりとする。

第9条 成果品の瑕疵

乙は業務委託が完了し、成果品の引き渡し後といえども、成果品に誤り等が認められた場合には、すみやかに乙の責任において修正しなければならない。

第10条 成果品の帰属

本業務の成果品については、甲に帰属するものとする、乙は、本業務の成果品を甲の承認を得ずに利用してはならない。

第11条 秘密の保持

乙は業務により知り得た情報を甲の承認を得ずに他に利用、漏洩、開示してはならない。

第12条 個人情報の保護

本業務を遂行するために個人情報を取り扱うにあたっては別記-3「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

第13条 消費税の取り扱いについて

本業務については、当初より消費税率を10%して契約する。ただし、業務の引渡し消費税率引き上げ前となった場合は、減額に係る変更契約を取り交わすものとする。

第13条 その他

その他、定めがない事項について疑義が生じた場合は、その都度甲と協議すること。

別記－ 1

業務作業内容

本業務の作業内容については次のとおりとする。

1. 作業計画

業務を工期内に適正、安全に実施するために、業務内容、業務手法および手順、業務工程、主要打ち合わせ事項などを検討し、業務計画書にとりまとめ、発注者に提出し承認を受ける。

2. 都市計画道路デジタルデータ作成

(1) 都市計画道路基図作成

都市計画決定図書に基づき、小矢部市内の都市計画道路の線形、中心線、路線名、幅員、車線数、構造線、曲線半径及び引出し線等を用いて、データ入力用の基図を作成する。この作成された基図に基づいて、現況の道路施設や建築物などの位置状況等を確認し、監督員と調整を行う。

なお、都市計画道路が施工済みの場合は、原則として現況に合わせて作成するが、著しく不整合が生じる場合には監督員と協議すること。

(2) 都市計画道路データ入力編集

監督員との協議、調整済みの都市計画道路測定基図の座標データを測定し、各諸元について、平成 29 年度小矢部市都市計画基本図データへ反映させ、都市計画道路データ (Shape データ) を作成する。なお、作成するデータについては、全路線に付番し、路線名、幅員、車線数、都市計画決定年等の属性情報を付与すること。

3. 都市計画用途地域等デジタルデータ作成

(1) 都市計画用途地域等基図作成

都市計画決定図書に基づき、小矢部市内の用途地域及び都市施設（都市計画道路を除く都市計画決定された施設）のデータ入力用の基図を作成する。この作成された基図に基づいて、現況の道路施設や建築物等の位置状況などを確認し、監督員と調整を行う。

(2) 都市計画用途地域等データ入力編集

監督員との協議、調整済みの都市計画用途地域等基図の座標データを測

定し、各諸元について、平成 29 年度小矢部市都市計画基本図データへ反映させ、都市計画用途地域等データ (shape データ) を作成する。なお、作成するデータについては、全境界、全領域、施設に付番し、境界線根拠や都市計画決定年等の属性情報を付与すること。

4. 居住誘導区域、都市機能誘導区域デジタルデータ作成

(1) 居住誘導区域、都市機能誘導区域基図作成

小矢部市立地適正化計画に基づき、小矢部市内の居住誘導区域、都市機能誘導区域のデータ入力用の基図を作成する。この作成された基図に基づいて、現況の道路施設や建築物等の位置状況などを確認し、監督員と調整を行う

(2) 居住誘導区域、都市機能誘導区域データ入力編集

監督員との協議、調整済みの居住誘導区域、都市機能誘導区域基図の座標データを測定し、各諸元について、平成 29 年度小矢部市都市計画基本図データへ反映させ、居住誘導区域、都市機能誘導区域データ (shape データ) を作成する。

5. 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時 1 回、成果品納入時の計 3 回以上行い、円滑な業務を実施すること。また、協議終了後に速やかにその結果を整理し、打合せ記録簿を提出すること。

別記－２

成果品

本業務の成果品については次のとおりとする。

1. 都市計画道路データファイル (Shape、DXF、PDF 形式)
2. 都市計画用途地域等データファイル (Shape、DXF、PDF 形式)
3. 居住誘導区域、都市機能誘導区域データファイル (Shape、DXF、PDF 形式)
4. 業務報告書
5. 打合せ記録簿
6. その他必要なもの

納品する Shape データについては、小矢部市都市計画課にて運用中の地図閲覧ソフトにデータをセットできるように点と線、面データなどについて構造化され、汎用なものであること。

別記－ 3

個人情報取扱事務特記事項

第 1 基本的事項

受諾者は、この契約による事務（以下「委託事務」という。）を処理するために個人情報（個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第 2 秘密の保持

受諾者は、委託事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第 3 取得の制限

受諾者は、委託事務を処理するために個人情報を取得するときは、当該委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

第 4 利用及び提供の制限

受諾者は、委託者の指示又は承認がある場合を除き、委託事務を処理するために取り扱う個人情報を当該委託事務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

第 5 安全確保の措置

受諾者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第6 従事者への周知等

受諾者は、委託事務に従事している者（以下「従事者」という。）に対し、在職中及び退職後においても当該委託事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

- 2 受諾者は、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第7 複写又は複製の禁止

受諾者は、委託事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

第8 資料等の返還及び廃棄

受諾者は、委託事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を、業務完了（業務中止及び業務廃止を含む。以下同じ。）後直ちに委託者に返還しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 受諾者は、委託事務を処理するために委託者から引き渡され、又は受諾者が自ら作成し、若しくは取得した個人情報が記録された資料等（前記の規定により委託者に返還するものを除く。）を、業務完了後速やかに、かつ、確実に廃棄しなければならない。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

第9 取扱状況の報告及び調査

委託者は、必要があると認めるときは、委託事務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況を受諾者に報告させ、又は随時、実地に調査することができる。

第10 指示

委託者は、受諾者が委託事務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適正であると認められるときは、受諾者に対して必要な指示を行うものとし、受諾者はその指示に従わなければならない。

第11 事故報告

受諾者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを

知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

第12 損害のために生じた経費の負担

委託事務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受諾者が負担するものとする。ただし、その損害が委託者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、委託者が負担するものとする。

第13 名称等の公表

委託者は、受諾者がこの契約に違反し、個人情報の不適正な取扱いを行った場合において、事前に受諾者から事情の聴取を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、受諾者の名称、所在地及びその個人情報の不適正な取扱いの内容を公表することができる。

- (1) 第2の規定に違反し、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用したとき。
- (2) 第4の規定に違反し、目的以外の目的のために利用し、又は提供したとき。
- (3) 第5の規定に違反し、必要な措置を怠り個人情報を漏えい、滅失又はき損したとき。
- (4) (1)から(3)までに相当する個人情報の不適正な取扱いがあるとき。
- (5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報の不適正な取扱いの態様、個人情報の内容、損害の発生状況等を勘案し、公益上の必要があると認められるとき。

(注)

- 1 「委託者」は委託者である実施機関を、「受諾者」は受託者をいう。
- 2 「再委託の禁止」及び「契約の解除及びそれに伴う損害賠償」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるため、上記の特記事項に掲げていないが、契約書本文に当該条項がない場合又は契約書によらないで契約する（受託者から上記特記事項を遵守する旨の書面を徴する）場合は、適宜必要な事項を追記すること。
- 3 2に掲げる場合のほか、契約書本文の条項と重複する場合は、特記事項から不要な条項を削除すること。

業 務 費 内 訳 書

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
業務費					
直接業務費	1	式			
作業計画	1	業務			1
都市計画道路デジタルデータ作成	1	式			
都市計画道路基図作成	1	式			2
都市計画道路データ入力編集	1	式			3
都市計画用途地域等デジタルデータ作成	1	式			
都市計画用途地域等基図作成	1	式			4
都市計画用途地域等データ入力編集	1	式			5
居住誘導区域、都市機能誘導区域デジタルデータ作成	1	式			

居住誘導区域、都市機能誘導区域基図作成		1	式		6
居住誘導区域、都市機能誘導区域データ編集		1	式		7
打合せ協議		1	業務		8
直接業務費計					
諸経費			%		
端数調整					
業務価格					
消費税等相当額		10	%		
業務費					

内 訳 書

名 称		品 質 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
2	都市計画道路基図作成						
	測量技師		人				
	測量技師補		人				
	測量助手		人				
	直接費計						
	機械経費		%				
	材料費		%				
	合計						
	単価						1式あたり

内 訳 書

名 称	品 質 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
3	都市計画道路データ入力編集					
	測量技師	人				
	測量技師補	人				
	測量助手	人				
	直接費計					
	機械経費	%				
	材料費	%				
	合計					
	単価					1式あたり

内 訳 書

名 称		品 質 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
4	都市計画用途地域等基図作成						
	測量技師		人				
	測量技師補		人				
	測量助手		人				
	直接費計						
	機械経費		%				
	材料費		%				
	合計						
	単価						1式あたり

内 訳 書

名 称	品 質 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
5	都市計画用途地域データ等入力編集					
	測量技師	人				
	測量技師補	人				
	測量助手	人				
	直接費計					
	機械経費	%				
	材料費	%				
	合計					
	単価					1式あたり

内 訳 書

	名 称	品 質 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
6	居住誘導区域、都市機能誘導区域基図作成						
	測量技師		人				
	測量技師補		人				
	測量助手		人				
	直接費計						
	機械経費		%				
	材料費		%				
	合計						
	単価						1式あたり

内 訳 書

名 称	品 質 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
7	居住誘導区域、都市機能誘導区域データ編集					
	測量技師	人				
	測量技師補	人				
	測量助手	人				
	直接費計					
	機械経費	%				
	材料費	%				
	合計					
	単価					1式あたり

内 訳 書

	名 称	品 質 ・ 寸 法	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
8	打合せ協議						
	測量主任技師		人				
	測量技師		人				
	合計						
	単価						1業務あたり

小矢部市都市計画用途地域計画図

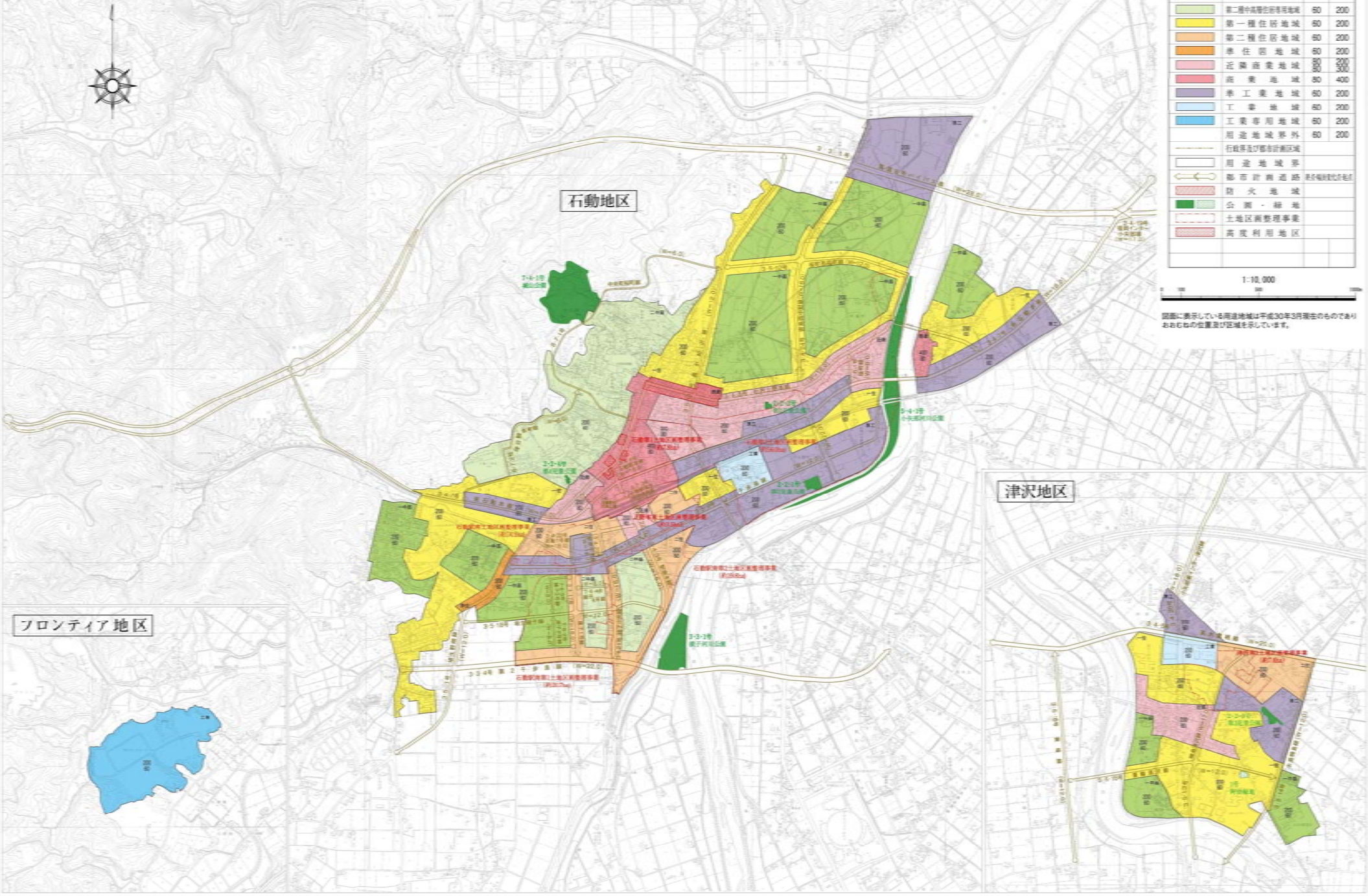
参 考 図

区 分	地 域 名	延べ年	容積率
第一種中高層住居専用地域		60	200
第二種中高層住居専用地域		60	200
第一種住居地域		60	200
第二種住居地域		60	200
準住居地域		60	200
近隣商業地域		30	200
商業地域		80	400
準工業地域		60	200
工業地域		60	200
工業専用地域		60	200
用途地域専外		60	200

行政界及び都市計画区域			
用途地域界			
都市計画道路		表5幅別対応	
防火地域			
公園・緑地			
土地区画整理事業			
高度利用地区			

1:10,000

図面に表示している用途地は平成30年3月現在のものであり、おおむねの位置及び区域を示しています。



【参考表】 富山県の都市計画（資料編）

1 沿革と概要

その昔、この地方の先人は、大いなる苦心と努力と地理的条件によって礪波地方の政治、経済、産業、交通、文化の中心として歴史的に重要な役割を担ってきたが、数々の合併を経て昭和37年8月、小矢部市として誕生した。以来、新産業都市、中部圏都市開発区域の指定を受け、市民の努力と協力のもとに大きな発展のあとを刻んできた。

H30. 3. 31現在

	都市計画区域	用途地域	行政区域
面積 (ha)	13,407	510.0	13,407
人口 (人) H30. 3. 31現在	30,328	10,584	30,328

総合計画及び市町村マスタープラン

総合計画		市町村マスタープラン			
策定時期	目標年次	最終決定年月	目標年次	存する都市計画区域	備考
平成21年3月	平成31年3月	平成27年12月	平成45年	小矢部	(平成27年度改訂)

2 法の適用及び都市計画区域

年月日	面積 (ha)	区 域
S15. 2. 12	6,811	小矢部市のうち南谷外8、津沢外4をのぞく区域を都市計画区域とする。
S38. 8. 22	13,409	昭和37年7月2日自治省告示第92号をもって石動都市計画区域及び砺中都市計画区域を合併し、小矢部都市計画区域とする。
H25. 3. 25	13,411	砺波市の都市計画区域に含まれていた小矢部市の飛び地を砺波市の都市計画区域変更併せて小矢部都市計画区域に含める。
H27. 3. 6	13,407	小矢部市の面積値を電子国土基本図から計測した面積値に変更する。

3 地域地区

(1) 用途地域

最終決定年月日 H29. 9. 20 告示番号 市告第78号

	第1種低層住居専用地域			第2種低層住居専用地域	第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	第1種住居地域		第2種住居地域	準住居地域	
	容積率(%)	容積率(%)	容積率(%)		容積率(%)	容積率(%)	容積率(%)	容積率(%)	容積率(%)	容積率(%)	
容積率(%)	60	80	100		200	200	200	300	200	200	
建ぺい率(%)	40	50	60		60	60	60	60	60	60	
面積(ha)	-	-	-	-	112	58	114	-	38	2.2	
	-			-			114				
	近隣商業地域		商業地域				準工業地域		工業地域	工業専用地域	合 計
	容積率(%)	容積率(%)	容積率(%)	容積率(%)	容積率(%)	容積率(%)	容積率(%)	容積率(%)	容積率(%)		
容積率(%)	200	300	400	500	600	700	200	200	200	200	
建ぺい率(%)	80	80	80	80	80	80	60	60	60	60	
面積(ha)	36	3.7	23	-	-	-	92	-	9.0	22	
	40		23				92				510

(2) 防火地域、準防火地域

地域名	面積(ha)	当初決定年月日	最終決定年月日	告示番号	備考
防火地域	3.4	S44. 4. 22	S44. 4. 22	建告第1576号	
準防火地域	-	-	-	-	

(3) 高度利用地区

位 置	面積(ha)	容積率の最高限度	容積率の最低限度	建ぺい率の最高限度	建築面積の最低限度(m ²)	最終決定年月日告示番号	備 考
石動地区	約0.83	40/10	15/10	8/10	200	S58. 7. 6 市告第20号	

4 都市計画施設

(1) 都市計画道路

H30. 3. 31現在

番 号	名 称	起 点	終 点	幅員	車線数	計画延長	摘 要	当初決定年月日告示番号	最終決定年月日告示番号	改良済延長(m)	概成済延長(m)	備考
1. 3. 1	能越自動車道線	小矢部市水島	小矢部市五社	23.5	未決定	6,800		H1. 3. 1 県告第169号	H1. 3. 1 県告第169号	6,800	0	
3. 3. 1	国道8号バイパス線	小矢部市安楽寺字大清水	小矢部市芹川字日光島	28(28~185)	未決定	6,500		S51. 11. 9 県告第1095号	H1. 3. 1 県告第169号	420	327	
3. 4. 24	寄島西中野線	小矢部市今石動町2丁目	小矢部市宇治新字大西島	16	2	2,000	あいの風とやま鉄道線に幅員3.5m延長約50mの地下道を設ける	S28. 5. 4 建告第728号	H29. 9. 20 市告第77号	290	140	
3. 3. 4	第2千歩島線	小矢部市植生字南反畝	小矢部市鷺島	22(22~25)	未決定	2,610		S51. 11. 9 県告第1095号	H3. 4. 5 県告第298号	1,710	0	
3. 4. 3	駅南本線	小矢部市石動町	小矢部市綾子	16(16~22)	2	810	約3,100m ² の石動駅南交通広場を設ける。	S51. 11. 9 県告第1095号	H19. 4. 6 県告第190号	810	0	
3. 4. 5	高木鷹栖線	小矢部市高木字豚島	砺波市鷹栖	20	未決定	(2,170) 1,730		S51. 11. 9 県告第1095号	S51. 11. 9 県告第1095号	1,730	0	

番号	名称	起点	終点	幅員	車線数	計画延長	摘要	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号	改良済延長 (m)	概成済延長 (m)	備考
3.4.6	石動駅本線	小矢部市石動町	小矢部市石動町	18	2	140	約2,260㎡の石動駅前広場を設ける。	S28.5.4 建告第728号	H28.9.12 県告第4105号	140	0	
3.4.7	新石動本線	小矢部市石丸字古川向	小矢部市安楽寺字別当島	16	未決定	5,300		S28.5.4 建告第728号	S51.11.9 県告第1095号	0	5,300	
3.4.8	社内上野本線	小矢部市石動町	小矢部市東福町	16 (16~17)	2	2,670		S28.5.4 建告第728号	H15.4.2 県告第232号	1,419	0	
3.4.17	綾子1号線	小矢部市綾子字居島	小矢部市綾子字居島	16	未決定	460		S61.7.26 県告第1110号	S61.7.26 県告第1110号	460	0	
3.4.19	福岡インター 小矢部線	小矢部市石名田	小矢部市芹川字日光島	17 (17~60)	未決定	1,640	あいの風とやま鉄道線と立体交差	H1.3.1 県告第169号	H1.3.1 県告第169号	1,640	0	
3.4.20	小矢部東インター 津沢線	小矢部市下後阪	小矢部市新西	16 (16~21)	未決定	2,760		H1.3.1 県告第166号	H1.3.1 県告第166号	750	0	
3.4.21	綾子中央線	小矢部市綾子字居島	小矢部市綾子字居島	16	未決定	510		H4.12.11 県告第938号	H4.12.11 県告第938号	510	0	
3.4.22	石動1号線	小矢部市石動町	小矢部市綾子字居島	16 (16~17)	2	480		H20.4.11 市告第16号	H20.4.11 市告第16号	480	0	
3.4.23	駅南中央線	小矢部市綾子字居島	小矢部市石動町	16	2	360		H20.4.11 県告第201号	H28.9.12 県告第4105号	190	0	
3.5.9	千歩島線	小矢部市西福町	小矢部市野端字大勢町	12 (12~17)	2	2,220	あいの風とやま鉄道線と立体交差	S28.5.4 建告第728号	H19.4.6 市告第26号	725	1,495	
3.5.10	畠中松沢線	小矢部市泉町	小矢部市桜町字窪田	12	未決定	2,120	あいの風とやま鉄道線と立体交差	S28.5.4 建告第728号	S59.12.8 県告第1125号	1,606	514	
3.5.11	殖生野端線	小矢部市殖生	小矢部市野端字大勢町	12 (12~30)	未決定	1,270		S51.11.9 県告第1095号	H5.4.9 県告第315号	1,270	0	
3.5.12	桜町西福町線	小矢部市桜町	小矢部市西福町	12	未決定	1,210		S28.5.4 建告第728号	S51.11.5 市告第51号	0	0	
3.5.13	鴨島清沢線	小矢部市鴨島	小矢部市清沢字裏川原	12	未決定	1,140		S51.11.5 市告第51号	S51.11.5 市告第51号	1,140	0	
3.5.14	水島鴨島線	小矢部市清水	小矢部市鴨島	12	未決定	1,160		S51.11.5 市告第51号	S51.11.5 市告第51号	0	0	
3.5.15	養輪清沢線	小矢部市養輪字川原	小矢部市清沢字藤録島	12	未決定	1,080		S51.11.5 市告第51号	S51.11.5 市告第51号	70	0	
3.5.16	養輪線	小矢部市養輪字蒲柳	小矢部市養輪字川原	12	未決定	1,060		S51.11.9 県告第1095号	S51.11.9 県告第1095号	1,060	0	
3.5.18	殖生綾子線	小矢部市殖生	小矢部市殖生字向島	12	未決定	1,050		S61.8.6 市告第19号	H4.12.11 市告第28号	1,050	0	
7.6.1	福町線	小矢部市西福町	小矢部市西福町	8	未決定	140		S42.4.5 県告第1318号	S51.11.5 市告第51号	140	0	
7.6.2	綾子2号線	小矢部市綾子字居島	小矢部市綾子字居島	8	未決定	270		S63.12.5 市告第25号	S63.12.5 市告第25号	270	0	
7.6.3	綾子3号線	小矢部市綾子字居島	小矢部市綾子字居島	8	未決定	290		S63.12.5 市告第25号	S63.12.5 市告第25号	290	0	
7.6.4	綾子4号線	小矢部市綾子字居島	小矢部市綾子字居島	8	未決定	180		S63.12.5 市告第25号	S63.12.5 市告第25号	180	0	
8.7.1	中央町桜町線	小矢部市中央町	小矢部市桜町字孤谷	6	定めない	1,800		S51.11.5 市告第51号	S51.11.5 市告第51号	0	0	
8.7.2	後谷観音町線	小矢部市後谷字水挽	小矢部市小矢部字南谷	6	定めない	1,000		S51.11.5 市告第51号	S51.11.5 市告第51号	0	0	
8.7.3	石動駅南北自由通路線	小矢部市石動町	小矢部市石動町	4	定めない	110		H28.9.12 市告第441号	H28.9.12 市告第441号	0	0	
合計	路線数 31					50,870				25,150	7,776	

(2) 都市計画公園

H30.3.31現在

種別	番号	公園名	位置	計画決定面積 (ha)	開設済面積 (ha)	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号	備考
街区	2.2.1	第2児童公園	小矢部市今石動町2丁目239番地	0.41	0.41	S48.7.18 市告第21号	S48.7.18 市告第21号	
街区	2.2.2	第1児童公園	小矢部市小矢部町32番地	0.14	0.14	S49.9.1 市告第34号	S49.12.25 市告第53号	
街区	2.2.3	第3児童公園	小矢部市岩武字東島	0.26	0.26	S52.2.23 市告第6号	S52.2.23 市告第6号	
街区	2.2.4	第4児童公園	小矢部市西町1103番地	0.14	0.14	S53.3.13 市告第7号	S53.3.13 市告第7号	
近隣	3.3.1	綾子河川公園	小矢部市綾子字向島、福久新字大島	2.6	2.6	H15.11.13 市告第82号	H15.11.13 市告第82号	
地区	5.4.1	小矢部河川公園	小矢部市西福町3409番地	4.6	4.6	S49.9.14 県告第853号	S49.9.14 県告第853号	
運動	6.5.1	小矢部運動公園	小矢部市平椋字岡山、字大谷及び字山畔の各一部	20.0	20.0	S50.12.27 県告第1487号	H6.2.25 県告第98号	
特殊	7.4.1	城山公園	小矢部市城山町	6.4	6.4	S53.7.8 県告第699号	S53.7.8 県告第699号	
街区 近隣 地区 運動 特殊			計画 (供用) 4 (4) 1 (1) 1 (1) 1 (1) 1 (1)	0.95 2.6 4.6 20.0 6.4	0.95 2.6 4.6 20.0 6.4			
計			8 (8)	34.55	34.55			

(3) 都市計画緑地

H30.3.31現在

番号	緑地名	位置	計画決定面積(ha)	開設済面積(ha)	当初決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号	備考
1	阿曾緑地	小矢部市津沢字折田島	約0.2	0.1	S57.3.3 市告第6号	S57.3.3 市告第6号	

(4) 下水道

(イ) 都市計画区域内の下水道

H30.3.31現在

計 画 決 定		施 行 済		当初決定年月日	最終決定年月日
処理面積(ha)	処理人口(千人)	処理面積(ha)	処理人口(千人)		
486	21.6	422.2	10.5	S58.1.20	H1.3.1

(5) その他

(イ) 駅前広場

H30.3.31現在

番号	街路名	計画面積(m ²)	供用面積(m ²)	駅名	最終決定年月日 告示番号	備考
3.4.3	駅南本線	3,100	0	あいの風とやま 鉄道石動駅	H19.4.6 県告第190号	
3.4.6	石動駅本線	2,260	2,260	あいの風とやま 鉄道石動駅	H28.9.12 県告第4105号	
計		5,360	2,260			

(ロ) 交通広場

H30.3.31現在

番号	名称	計画面積(m ²)	供用面積(m ²)	駅名	最終決定年月日 告示番号	備考
1	石動駅前交通広場 小矢部市石動町において、立体的な範囲を定める。(面積約230m ² を対象)	230	0	あいの風とやま 鉄道石動駅	H28.9.12 市告第442号	

(ハ) 学校

H30.3.31現在

学校名	位置	計画決定面積(ha)	開設済み面積(ha)	計画決定年月日 告示番号	最終決定年月日 告示番号	備考
石動小学校	小矢部市後谷字鍋釣 地内	4.2	3.1	S42.1.24 建告第150号	S42.1.24 建告第150号	

(ニ) 火葬場

H30.3.31現在

番号	名称	位置	計画決定	開設済面	備考	最終決定	備考
1	小矢部市斎場	小矢部市田川字城ヶ嶺	2.5	2.5	火葬炉4基 汚物炉1基	H4.4.15 市告第15号	

(ホ) 防火水槽

H30.3.31現在

番号	名称	位置	計画決定		開設済		計画決定年月日 告示番号	備考
			容量(m ³)	面積(m ²)	容量(m ³)	面積(m ²)		
1	今石動町水槽	小矢部市八和町	41.00	21.25		21.23	S28.5.4 県告第724号	
2	福町水槽	小矢部市西福町	40.14	26.00		26.00	S28.5.4 県告第724号	
3	上野本水槽	小矢部市西町	40.14	26.00		26.00	S28.5.4 県告第724号	
4	今石動第2防火水槽	小矢部市本町	41.00	21.25		21.25	S29.1.18 県告第6号	
5	福町第2防火水槽	小矢部市東福町	41.00	21.25		21.25	S29.1.18 県告第6号	
6	今石動第3防火水槽	小矢部市新富町	41.00	21.25		21.25	S29.1.18 県告第6号	

5 促進区域

(1) 市街地再開発促進区域

H30.3.31現在

名称	計画決定面積(ha)	公共施設	最終決定年月日 告示番号	備考
石動町市街地再開発促進区域	約0.83	幹線街路社内上野本線、 幹線街路石動駅本線 公共下水道	S58.7.6 市告第19号	

6 市街地開発事業

(1) 土地区画整理事業

(イ) 都市計画決定されたもの

H30.3.31現在

地区名	計画決定年月日 告示番号	計画決定面積 (ha)	事業計画公告 年月日・番号	施行者	事業目的	施行面積 (ha)	施行年度 (補助年度)	備考
石動第2	S29.1.18 建告第7号	56.0	S29.12.20 建告第507号 S34.7.16 県告第494号	市	河川改修及び 国道改良	56.0	S29～S48 (S29～S46)	
石動駅南第1	S61.7.26 県告第1111号	20.5	S61.11.18 県告第1689号	組合	新市街地整備	20.7	S61～H5 (S61～H3)	
	H3.8.5 県告第593号	20.7	S63.9.29 県告第1048号 H3.12.27 県告第906号 H4.10.2 県告第772号 H5.3.29 県告第241号					
石動駅南第2	H4.12.11 市告第27号	19.3	H5.3.8 県告第171号	組合	新市街地整備	19.8	H4～H15 (H4～H11)	
	H6.8.11 市告第16号	19.7	H7.12.13 県告第782号					
	H9.12.8 県告第796号	20.2	H10.11.20 県告第656号 H12.8.4 県告第460号 H13.7.4 県告第331号 H14.11.6 県告第567号					
石動駅南地区	H19.4.6 市告第27号	14.1	H20.6.6 県告第307号 H21.9.2 県告第442号 H24.6.20 県告第297号 H27.1.30 県告第37号	組合	新市街地整備	14.1	H20～H30 (H20～H28)	

(ロ) 都市計画決定されていないもの

H30.3.31現在

地区名	認可年月日・番号	施行者	事業目的	施行面積 (ha)	施行年度 (補助年度)	備考
石動第1	S28.3.18 建告第11号	市	都市改造	約7.8	S27～S45	
津沢第1	S62.10.17 県告第1060号	組合	新市街地整備	7.4	S62～H5	
上野本東	H4.9.18 県告第746号	組合	新市街地整備	3.5	H4～H9	
小矢部フロンティア パーク	H12.12.27 県告第679号	個人	工業団地造成	22.3	H12～H14	

(2) 市街地再開発事業

(イ) 都市計画決定されていないもの

H30.3.31現在

名称	施行区域面積(ha)	建築敷地面積(ha)	主要用途	事業認可年月日	備考
小矢部市石動町第1ブロック 第1種市街地再開発事業	0.20	0.20	店舗兼用住宅	S55.3.10 県告第181号	
小矢部市石動町第4ブロック 第1種市街地再開発事業	0.11	0.11	店舗兼用住宅	S56.2.19 県告第106号	
小矢部市石動町第5ブロック 第1種市街地再開発事業	0.15	0.15	店舗兼用住宅	S57.3.2 県告第134号	
小矢部市石動町第8ブロック 第1種市街地再開発事業	0.10	0.10	店舗兼用住宅	S58.7.18 県告第437号	